

保医第 450 号
令和 4 年 7 月 7 日

各市町村長 様
(防災・福祉・衛生部局担当課)

個別避難計画の作成に係る市町村支援チーム
(岐阜県健康福祉部保健医療課長)

人工呼吸器を装着した難病患者の個別避難計画作成支援に関する取組について（依頼）

平素は当県の難病対策・災害対策に御協力頂き、ありがとうございます。

標記について、在宅で人工呼吸器を使用する難病患者は、災害に対する事前の備え、発災時の避難等、災害時の配慮が特に必要となります。そのため、個別避難計画作成の優先者となっている市町村が多く、すでに取組みを開始している市町村もあるかと存じます。

一方で、人工呼吸器を使用していることに起因する困難さから、実効性のある避難計画の作成が課題となっています。また、各保健所でも在宅人工呼吸器を使用する難病患者への災害時の支援を実施しており、連携して取り組む必要があります。

つきましては、下記のとおり、個別避難計画作成に向けて貴市町村と保健所で協働した取組みを実施し、御協力をお願い致します。

記

1 依頼内容

市町村における個別避難計画作成等への保健所の参画

(1) 保健所が実施する患者への災害時準備状況の把握への協力

- ・市町村担当者との同行訪問や情報共有について了承を得られた患者を対象とする。
 - ・保健所は、患者への同行訪問について、別紙 2 により報告のあった市町村の連絡窓口担当者、個別の患者の状況に応じ、市町村担当者の選定を行う。
 - ・市町村担当者は、対象者の避難行動要支援者名簿への登録状況、避難計画の作成状況を確認し、保健所と情報共有する。
 - ・市町村担当者と保健所が同行訪問し、生活環境の確認や災害時の準備状況を把握する。
- ※市町村担当者は患者の担当ケアマネ等、患者の個別避難計画作成に携わる者を含む。

(2) 個別避難計画作成・更新の検討

- ・(1) の訪問の際に、個別避難計画作成に同意を得られたものを対象とする。
- ・市町村担当者と保健所は、他支援者と連携して個別避難計画について検討する。
- ・同意を得られたもの全数の実施が困難な場合は、翌年度に事業を引き継いで実施する。

2 対象者

筋委縮性側索硬化症（ALS）で指定難病の特定医療費を受給している方のうち、人工呼吸器特例認定されている患者とその家族で、患者本人が在宅で生活している者（別紙1参照）

3 報告について

連絡窓口担当者と個別避難計画作成方法について、別紙2により下記担当にご報告ください。
連絡窓口担当者については、関係各課で検討して頂き、決定してください。

提出期限：7月20日（水）

4 その他

- ・別紙3（資料2）のとおり、要配慮者支援については、災害時の保健活動においても役割が示されており、貴市町村の保健師との連携について御配慮頂きますようお願い致します。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況によって、実施の中止・方法の変更について、各保健所からご相談させて頂く場合があります。

<添付資料について>

- 別紙1 <参考>市町村別対象者数（R4.6.30時点）
- 別紙2 報告用紙
- 別紙3 難病患者の個別避難計画作成支援に関する取組について
- 資料1 県の取組み（県防災課資料）
- 資料2 保健医療課関連の要配慮者支援に関する取組について

個別避難計画の作成に係る市町村支援チーム
担当：岐阜県健康福祉部保健医療課 山内
TEL 058-272-1111 内線 2583
E-mail yamauchi-michiko@pref.gifu.lg.jp

難病患者の個別避難計画作成支援に関する取組について

保健医療課の取組を活かした個別避難計画作成支援として

- ・保健所と市町村の連携により、災害時、避難行動要支援者となる人工呼吸器を装着した ALS 患者を中心に、市町村が行う個別避難計画の作成支援を実施します。
- ・「衛生」と「防災」「福祉」の連携により、どのような配慮が必要になるのかを把握し、予防的な保健活動に繋げることで、地域の特性に応じた実効性の高い個別避難計画を目指します。

保健医療課関連の要配慮者支援に関する取組

- ・災害時の保健活動の推進
- ・災害時の難病患者に対する支援の推進

※詳細は資料 2

＜令和 4 年度の計画について＞※新型コロナウイルス感染症の状況によって変更する可能性があります。
 下記のとおり事業を実施しますので、積極的な活用をお願いします。

